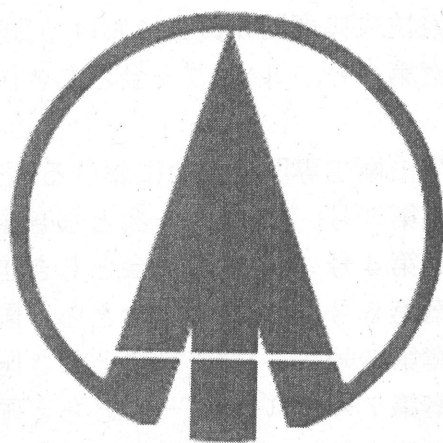


# いちご一会とちぎ国体野木町実行委員会 第3回常任委員会



いちご いちえ 一会とちぎ国体

第77回 国民体育大会 夢を感動へ。感動を未来へ。2022

【大会会期：令和4年(2022年)10月1日(土)～10月11日(火)】

## 書面開催

# 資 料 目 次

## いちご一会とちぎ国体野木町実行委員会 第3回常任委員会

### (1) 報告事項

- 報告事項 1 会長の専決処分について・・・・・・・・・・・・・・・・・・P1
- 報告事項 2 いちご一会とちぎ国体野木町競技会場について・・・・・・・・・・P3
- 報告事項 3 リハーサル大会の日程について・・・・・・・・・・・・・・・・・・P4

### (2) 審議事項

- 議案第1号 いちご一会とちぎ国体 野木町開催推進年次計画の変更について・・・・P6

#### ○競技式典専門委員会における調査審議事項

- 議案第2号 いちご一会とちぎ国体 リハーサル大会競技別実施要項(案)・・・・・・P8

#### ○宿泊衛生専門委員会における調査審議事項

- 議案第3号 いちご一会とちぎ国体 野木町医療救護対策要項(案)・・・・・・P13
- 議案第4号 いちご一会とちぎ国体 野木町感染症(防疫)対策要項(案)・・・・・・P15
- 議案第5号 いちご一会とちぎ国体 野木町食品衛生対策要項(案)・・・・・・P16
- 議案第6号 いちご一会とちぎ国体 野木町環境衛生対策要項(案)・・・・・・P17
- 議案第7号 いちご一会とちぎ国体 野木町弁当調達要項(案)・・・・・・P19
- 議案第8号 いちご一会とちぎ国体 野木町弁当調整施設選定基準(案)・・・・・・P25

#### ○輸送交通専門委員会における調査審議事項

- 議案第9号 いちご一会とちぎ国体 野木町輸送・交通業務実施要項(案)・・・・・・P28
- 議案第10号 いちご一会とちぎ国体 野木町消防防災・警備業務実施要項(案)・・・・P31

### 参考資料

- いちご一会とちぎ国体野木町実行委員会名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・P34
- いちご一会とちぎ国体野木町実行委員会会則・・・・・・・・・・・・・・・・・・P37

# 報告事項

いちご いちえ 会とちぎ国体

第77回 国民体育大会

夢を感動へ。感動を未来へ。2022



専決処分について

いちご一会とちぎ国体野木町実行委員会会則第14条第1項の規定により、下記及び別紙のとおり専決処分をしたため、同条第2項に基づき、次回の総会に提出するので次のとおり報告します。

1、専決事項

いちご一会とちぎ国体野木町実行委員会予算の流用

2、理由

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により鹿児島国体が延期となったことに伴い、輸送業務の実態調査を行うことが不可能となり、基礎調査を行う必要が生じたため。また、計画していたイベントでの国体PRが出来ないことから、啓発品を多く作成し町内の国体機運醸成に繋げるため。

3、根拠

いちご一会とちぎ国体野木町実行委員会会則第14条

専決した内容

輸送交通調査業務委託料の科目を新たに設置し、流用により対応したものの旅費から広報啓発費に金額を流用し対応したもの

## 令和2年度収支予算

### 【収入】

(単位：円)

科目	当初予算額	現予算額	備考
町補助金	4,000,000	4,000,000	野木町補助金
雑入	10,000	10,000	預金利息等
計	4,010,000	4,010,000	

### 【支出】

(単位：円)

科目	現予算額	流用後予算額	備考
会議費	50,000	50,000	
食糧費	30,000	30,000	会議用お茶
通信運搬費	20,000	20,000	郵送代等
調査費	690,000	343,000	
旅費	630,000	283,000	先催県等視察
使用料	60,000	60,000	レンタカー代、燃料費
備品購入費	1,900,000	1,900,000	ハンドボールゴール等
会場設計委託料	554,000	372,500	大会会場設計
ホームページ作成委託料	396,000	396,000	ホームページ作成
輸送交通調査業務委託料	0	181,500	輸送交通調査
事務費	60,000	60,000	
消耗品費	50,000	50,000	プリンターインク等
手数料	10,000	10,000	振込手数料等
印刷製本費	100,000	100,000	実行委員会封筒作成(角2、長3) 国体PRチラシ等印刷
広報啓発費	260,000	607,000	懸垂幕等の国体啓発品
計	4,010,000	4,010,000	

## 報告事項 2

### いちご一会とちぎ国体 野木町競技会場について

令和3年度に実施するリハーサル大会及び令和4年度に実施する本大会の会場レイアウトを作成しました。3月中旬まで細部を精査していきますが、現段階でのレイアウトは別紙図面のとおりととなります。

※駐車場については、会場内での混雑及び事故防止の観点より、一般来場者は隣接する潤島グラウンドへの駐車とし、学校敷地内は関係者駐車場とします。

いちご一会とちぎ国体 競技別リハーサル大会野木町開催競技について

令和3年度に実施するいちご一会とちぎ国体競技別リハーサル大会野木町開催競技について、下記のとおり報告します。

○大会名

第26回ジャパンオープンハンドボールトーナメント

※大会は、栃木市・下野市と共催で行います

○大会概要

日本ハンドボールリーグ（JHL）に所属していない社会人チームを対象として、全国各ブロックを勝ち抜いたチーム及び開催地代表を加えた男子32チーム、女子16チームが参加し、トーナメント方式で優勝を争う大会

○会 場

野木町立野木中学校体育館

○会 期

令和3年8月11日（水） 男子1回戦を開催

※大会全体の会期は、8月11日（水）～8月14日（土）までの4日間

詳細な日程は別紙のとおり

○大会運営

大会で使用する施設は、国体で使用する会場を充てることを原則とし、可能な限り国体と同じ条件により行います。





# 第26回ジャパンオープンハンドボールトーナメント

## 諸 会 議 ・ 競 技 日 程

	日	時	会 場
審判・テクニカルデレゲート会議	8月10日(火)	12時30分	栃木市栃木文化会館
開 会 式	8月10日(火)	15時00分	栃木市栃木文化会館
代 表 者 会 議	8月10日(火)	開会式終了後	栃木市栃木文化会館
閉会式・表彰式(女子)	8月13日(金)	12時40分	石橋体育センター
閉会式・表彰式(男子)	8月14日(土)	12時40分	マルワ・アリーナとちぎ (栃木市総合運動公園総合体育館)

		第1日目	第2日目	第3日目	第4日目
		8月11日(水)	8月12日(木)	8月13日(金)	8月14日(土)
(栃木市総合運動公園総合体育館) マルワ・アリーナとちぎ	A	<b>男子1回戦</b> あ 9:30~10:45 い 11:05~12:20 う 12:40~13:55 え 14:15~15:30 お 15:50~17:05 か 17:25~18:40	<b>男子2回戦</b> ち 9:30~10:45 つ 11:05~12:20 て 12:40~13:55 と 14:15~15:30	<b>男子準々決勝</b> の 9:30~10:45 は 11:05~12:20 ひ 12:40~13:55 ふ 14:15~15:30 <b>男子準決勝</b> へ 15:50~17:05 ほ 17:25~18:40	<b>男子3位決定戦</b> ま 9:30~10:45 <b>男子決勝</b> み 11:05~12:20 <b>男子 閉会式・表彰式</b> 12:40~
	B	<b>女子1回戦</b> ア 9:30~10:45 イ 11:05~12:20 ウ 12:40~13:55 エ 14:15~15:30 <b>男子1回戦</b> す 15:50~17:05 せ 17:25~18:40	<b>女子準々決勝</b> ケ 9:30~10:45 コ 11:05~12:20 サ 12:40~13:55 シ 14:15~15:30 <b>女子準決勝</b> ス 15:50~17:05 セ 17:25~18:40	<b>女子3位決定戦</b> ソ 9:30~10:45 <b>女子決勝</b> タ 11:05~12:20 <b>女子 閉会式・表彰式</b> 12:40~	*****
日立栃木体育館	C	<b>女子1回戦</b> オ 9:30~10:45 カ 11:05~12:20 キ 12:40~13:55 ク 14:15~15:30 <b>男子1回戦</b> そ 15:50~17:05 た 17:25~18:40	<b>男子2回戦</b> な 9:30~10:45 に 11:05~12:20 ぬ 12:40~13:55 ね 14:15~15:30	*****	*****
野木中学校体育館	D	<b>男子1回戦</b> き 9:30~10:45 く 11:05~12:20 け 12:40~13:55 こ 14:15~15:30 さ 15:50~17:05 し 17:25~18:40	*****	*****	*****



# 審議事項

いちご いちえ 会とちぎ国体

第77回 国民体育大会

夢を感動へ。感動を未来へ。2022



いちご一会とちぎ国体野木町開催推進年次計画の変更

○変更理由

国民体育大会における宿泊については、いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会(以下、「県実行委員会」とする。)が実施する合同配宿方式を採用することとなっている。現在、県実行委員会で宿泊要項の策定が済んでおらず、野木町実行委員会も県実行委員会が策定する宿泊要項に準じる部分が生じるため。

また、先催県での実績により、リハーサル大会の配宿は競技団体が中心となって行うことになっているため。

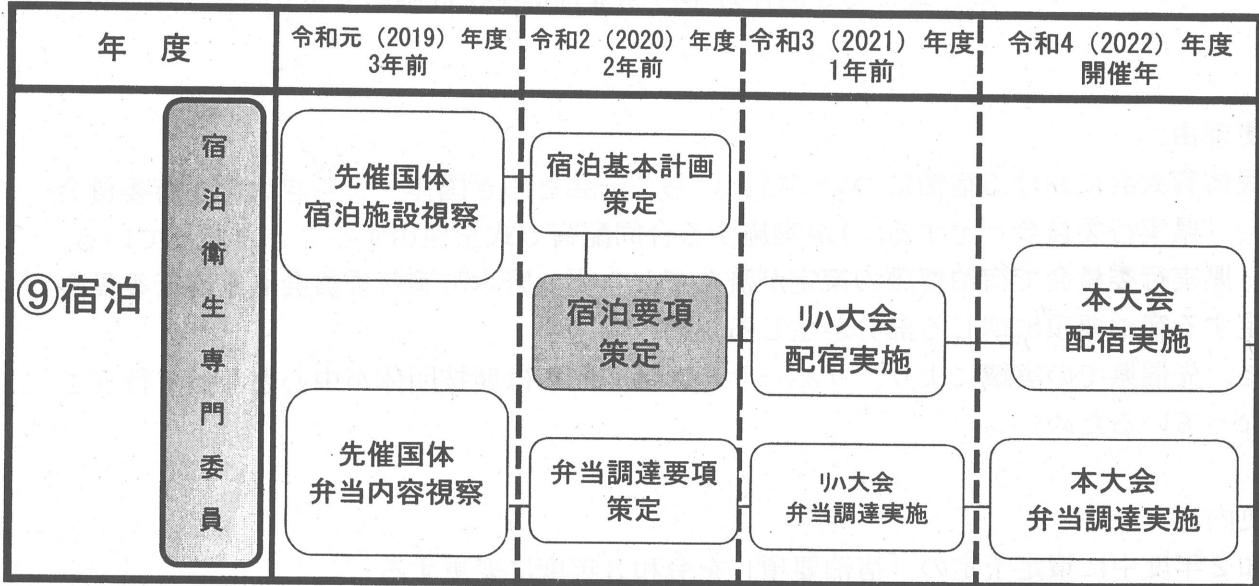
○変更内容

令和2年度中に策定予定の「宿泊要項」を令和3年度に変更する。

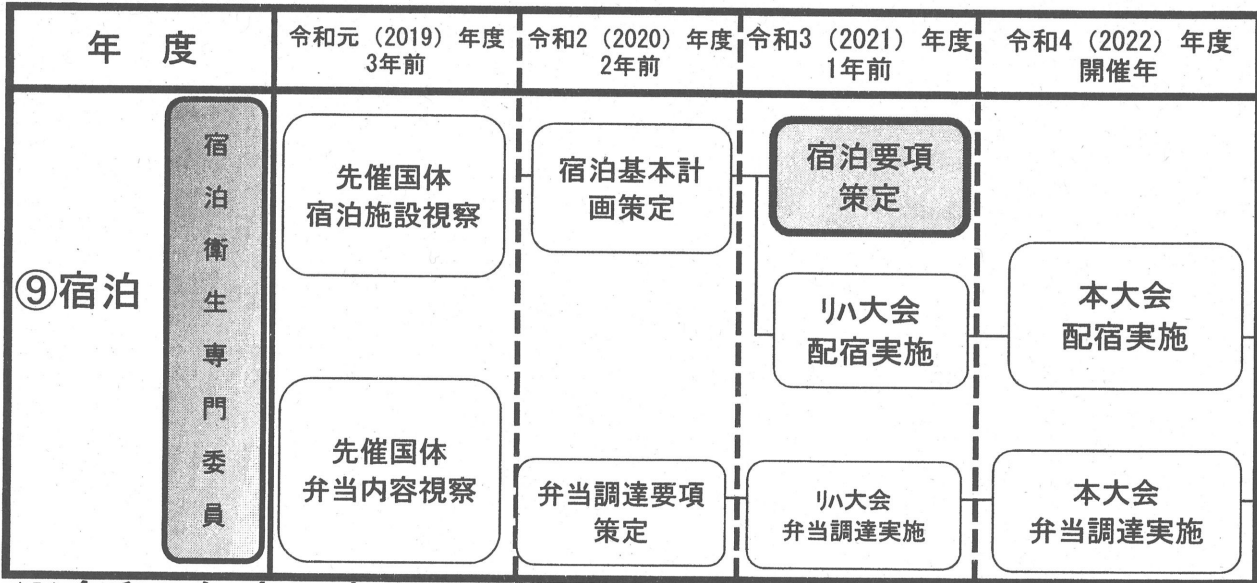
※詳細な内容は7ページ参照

いちご一会とちぎ国体野木町開催推進年次計画【年度別業務】※抜粋

【変更前】



【変更後】



※令和3年度に宿泊要項策定を移動

# 競技式典専門委員会における 調査審議事項

いちご<sup>いちえ</sup>一会とちぎ国体

第77回 国民体育大会

夢を感動へ。感動を未来へ。2022





## リハーサル大会競技別実施要項(案)

## 第26回ジャパンオープンハンドボールトーナメント

(Japan Open Handball Tournament)

いちご一会とちぎ国体ハンドボール競技リハーサル大会

## 【大会実施要項】

- 1 主催 (公財)日本ハンドボール協会、全日本社会人ハンドボール連盟、栃木市、栃木市教育委員会、いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会栃木市実行委員会、下野市、下野市教育委員会、いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会、野木町、野木町教育委員会、いちご一会とちぎ国体野木町実行委員会
- 2 主管 栃木県ハンドボール協会
- 3 後援 栃木県、栃木県教育委員会、(公財)栃木県スポーツ協会、いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会、栃木市スポーツ協会、下野市体育協会、野木町体育協会
- 4 期日 令和3年8月11日(水) ～ 8月14日(土)
- 5 会場 マルワ・アリーナとちぎ 栃木県栃木市川原田町760  
(栃木市総合運動公園総合体育館)  
下野市石橋体育センター 栃木県下野市大松山1丁目7-1  
日立栃木体育館 栃木県栃木市大平町富田800  
野木町立野木中学校 栃木県下都賀郡野木町大字潤島800-1
- 6 種別 男子の部/女子の部
- 7 参加資格
- (1) 令和3年度(公財)日本ハンドボール協会に、年度当初「一般A」に登録された単独チーム及び個人とする。大会申込み締切後の追加・移籍での出場は認められない。また、日本ハンドボールリーグ(「一般L」登録)・全日本学生ハンドボール連盟・(公財)全国高等学校体育連盟ハンドボール専門部・全国高専ハンドボール連盟に登録されたチーム及び個人の出場はできない。
- (2) 参加チームは、各地区(ブロック)の予選を通過したチーム、又は地区の推薦を受けたチームとし、開催県は男女1チームの出場を認める。
- (3) 中学生以下の出場は認めない。
- (4) 各ブロックの出場割当数は以下のとおりとする。

地区	北海道	東北	関東	北信越	東海	近畿	中国	四国	九州	開催県	計
男子	1	4	7	3	4	3	3	2	4	1	32
女子	1	2	3	2	1	2	1	1	2	1	16

## (留意事項)

- ① 各都道府県・ブロック予選に当たっての選手登録確認は、それぞれの主管協会が責任を持って行うこと。また、ブロック予選は各都道府県代表2チーム以上が出場

することによって実施されることが望ましい。

- 8 参加人員 登録は、役員6名以内・選手16名以内の合計22名以内とする。  
ただし、監督が選手を兼ねる場合は選手としても参加申込みをすること。

○大会エントリー・・・役員6名以内・選手16名以内 ○ゲームエントリー・・・役員4名以内・選手16名以内
---

9 参加申込

- (1) 申込みは、web 登録システムの大会参加申込を利用すること。  
https://handballer.jp/
- (2) 申込期限は、令和3年6月24日(木) 23:59とする。なお、関東ブロック代表チームは7月1日(木) 23:59とする。
- (3) 申込書の番号は、試合時ユニフォームの背番号と同一にすること。  
なお、ユニフォーム色の変更期限は、代表者会議前日までとする。その際、下記(ア)(イ)(ウ)宛てに届けなければならない。
- (4) 申込締切後の役員・選手の変更は、死亡・疾病・障害等の特別な場合のみ認める。  
特別な事情で変更する場合は、それを証明する書類を添付した文書を下記(ア)(イ)(ウ)宛てに届けること。届出の手続きは、代表者会議の前日までに完了させること。原本は(ア)のみで良い。

<変更届け送付先>

(ア) 「(公財) 日本ハンドボール協会」宛  
〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町14-1 第2田中ビル7F  
TEL: 03-6709-8940 FAX: 03-6709-8941  
E-Mail: info@japan-handball.jp

(イ) 「栃木県ハンドボール協会」宛  
〒323-0075 栃木県栃木市箱森町29-25  
TEL: 0282-24-6420 FAX: 0282-25-2336  
E-Mail: araike-6420@cc9.ne.jp

(ウ) 「いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会事務局」宛  
〒329-0492 栃木県下野市笹原26番地  
TEL: 0285-32-8920 FAX: 0285-32-8611  
E-Mail: sports@city.shimotsuke.lg.jp

10 参加料 1チーム30,000円

- (1) 令和3年6月25日(金)までに下記口座に振り込むこと。関東ブロック代表チームは、7月2日(金)までに下記口座に振り込むこと。

<振込先>

金融機関：足利銀行 栃木支店 普通口座 No. 3532744  
口座名義：栃木県ハンドボール協会 登録関係 代表 新井恵美  
振込手数料は各チームで負担すること。

- (2) 振込名は先頭にチーム名をつけること。
- (3) 口座振込済みを証明する書類(各金融機関発行の振込金受領書等)は、大会が終

了するまで保管すること。

1.1 競技規則 令和3年度「(公財)日本ハンドボール協会競技規則」による。

1.2 競技方法 トーナメント方式による。3位決定戦を実施する。

1.3 組合せ抽選

(1) 日時 令和3年7月2日(金) 14時～

(2) 場所 (公財)日本ハンドボール協会事務局会議室

(3) 方法 (公財)日本ハンドボール協会の責任において抽選する。

抽選結果は、後日、主管協会を通じて各チームに連絡する。

1.4 表彰

(1) 優勝チームには、(公財)日本ハンドボール協会会長杯(持ち回り)を授与する。

(2) 第1位から第4位までのチームには、賞状を授与する。

(3) 第1位から第3位までのチームには、メダルを授与する。

1.5 会議日程

(1) テクニカル・デレгат・審判会議 令和3年8月10日(火)12時30分～  
場所：栃木市栃木文化会館大会議室

(2) 代表者会議 令和3年8月10日(火)開会式終了後  
場所：栃木市栃木文化会館小ホール

1.6 開会式

令和3年8月10日(火)15時00分～  
場所：栃木市栃木文化会館小ホール

1.7 閉会式 【男子の部】

令和3年8月14日(土)12時40分～

マルワ・アリーナとちぎ(栃木市総合運動公園総合体育館)

【女子の部】

令和3年8月13日(金)12時40分～

下野市石橋体育センター

1.8 宿泊 宿泊については、大会期間中の宿舎を仮予約してあることから、必ず指定の宿泊取扱い業者を通して申込みをすること。

詳細は、「宿泊・弁当取扱い要項」による。

1.9 競技申し合わせ事項

(1) 同点の場合の延長戦は、準決勝までは第1延長までとし、なお同点の場合は、7mTCで決する。決勝戦は、正規延長戦を行うものとする。

(2) 背番号は、大会申込書に記載された番号と同一のものを使用する。

(3) シューズは、体育館履き専用を着用し、屋外履きシューズとの区別をする。

(4) 試合球は、(公財)日本ハンドボール協会検定球とする。

(5) 松ヤニ・松ヤニスプレーの使用を認めない。各競技会場では両面テープのみ使用可とする。また、練習球は松ヤニ等の付着していないものを各チームで準備すること。

(6) 選手・チーム役員は、(公財)日本ハンドボール協会発行の登録証を持参しなけ

ればならない。各試合の開始前に登録証で本人であることを確認する。登録証を携帯していない場合は、試合に出場することができない。

- (7) 役員登録している役員がいないチームは、チームタイムアウトを請求することができない。
- (8) ハーフタイムは、15分とする。

## 20 その他の事項

- (1) 各チームの代表者は、競技に使用する全種類のユニフォームを持参の上、代表者会議に出席すること。ユニフォームが規定のものかを確認し、1回戦の対戦チーム同士で調整を行う。
- (2) ユニフォームは、コートプレーヤー・ゴールキーパーそれぞれ2着以上の色の異なるものを用意すること。なお、短パンの下にサイクリングパンツ及びユニフォームの下にアンダーシャツ等を着用する場合のことなどについては、「服装や保護を目的とした装具に関する規定」として、日本協会ホームページ2021競技規則の欄に掲載しているので、出場チームはそれぞれ確認、規定を遵守の上、参加すること。
- (3) チーム責任者は、大会期間中の選手の行動に関して一切の責任を負うものとする。
- (4) 大会参加チームの役員・選手は、必ず大会前に健康診断を受けて参加するものとし、大会中は健康保険証を持参すること。なお、各チームの選手は、各自スポーツ障害等の保険に加入の上、参加すること。
- (5) 競技中に生じた疾病・障害等については、主催者で応急処置の対応を行うが、その後の責任は一切負わないものとする。
- (6) 開会式には、各チーム代表者2名で必ず参加すること。また、開会式の品位を損なわない服装で参加すること。なお、部旗・所属都道府県協会旗を持参する必要はない。
- (7) 大会期間中に撮影された写真等は、報告書、広報誌、ホームページ等に掲載されることがあります。
- (8) 本大会での選手等の計画輸送は、一切行いませんので、各チームにて移動手段の確保をお願いいたします。
- (9) 本大会は、日本アンチ・ドーピング規程に基づくドーピング・コントロール対象大会である。
- (10) 本大会参加者は、大会にエントリーした時点で日本アンチ・ドーピング規程に従い、ドーピング・コントロール手続きの対象となることに同意したものとみなす。
- (11) 未成年者（20歳未満）については、ドーピング検査を含むドーピング・コントロール手続きに対する親権者からの同意を（公財）日本ハンドボール協会へ別途提出している者のみエントリーできる。
- (12) 本大会参加者は、本大会で行われるドーピング検査（尿・血液等検体の種類を問わず）を拒否または回避した場合、検査員の指示に従わない場合、帰路の移動等個人的諸事情によりドーピング検査手続きを完了することができなかつた場合等は、アンチ・ドーピング規則違反となる可能性がある。アンチ・ドーピング規則違反と判断された場合には、日本アンチ・ドーピング規程に基づき制裁等を受けることになるので留意すること。
- (13) 日本アンチ・ドーピング規程の詳細内容及びドーピング検査については、（公財）日本アンチ・ドーピング機構のウェブサイト (<http://www.playtruejapan.org>) にて確認すること。

## 21 要項の修正

この要項については、競技団体及び共催市との調整において修正の必要が生じた場合は、共催市町事務局間で修正ができることとする。



# 宿泊衛生専門委員会における 調査審議事項

**いちご いちえ 会とちぎ 国体**  
第77回 国民体育大会 夢を感動へ。感動を未来へ。2022





## いちご一会とちぎ国体野木町医療救護対策要項（案）

### 1 目的

この要項は、「いちご一会とちぎ国体野木町医事・衛生基本計画」に基づき、第77回国民体育大会「いちご一会とちぎ国体」（以下「大会」という。）における医療救護について万全を期するため、必要な事項を定める。

### 2 実施方法

いちご一会とちぎ国体野木町実行委員会（以下「町実行委員会」という。）は、いちご一会とちぎ国体・いちご一会とちぎ大会栃木県実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て医療救護対策を実施する。

### 3 救護所の設置

#### (1) 設置場所

救護所は、各競技会場の適切な場所に設置する。

#### (2) 人員配置

救護所には、必要に応じて医師、看護師、保健師、救急隊員等を配置する。

#### (3) その他

救護所には、医薬品（ドーピング禁止物質を含有しないものに限る。以下同じ。）を配備するとともに、必要に応じて医療器具、AED（自動体外式除細動器）等を配備する。

### 4 救護所における医療救護

救護所では、傷病者に対する応急処置を行うほか、必要に応じて医療機関に移送するものとする。

### 5 練習会場における医療救護

練習会場に医薬品等を配備するとともに、必要に応じて係員等を配置する。

### 6 炬火イベント等における医療救護

本町内における炬火イベント等の開催に際しては、必要に応じて医療救護を実施する。

## 7 宿舎における医療救護

大会参加者等が、宿舎において発病又は負傷した場合には、宿舎提供者が必要に応じて医療機関の紹介、または、救急自動車の出動依頼を行うとともに、その旨を速やかに本町実行委員会に連絡する。また、町実行委員会は、本役割について宿舎提供者への周知に努める。

## 8 救急自動車等の配備

救急自動車等の配備については、別途、関係機関と協議して定める。

## 9 医療費の負担

救護所での応急処置に係る費用及び救急自動車等による移送費用を除き、医療費は全て受診者が負担するものとする。

## 10 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、医療救護の実施に関して必要な事項は、別に定める。
- (2) 町実行委員会主催イベント等及び競技別リハーサル大会における医療救護対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。

## 附則

この要項は、令和3年 月 日から施行する。

## いちご一会とちぎ国体野木町感染症（防疫）対策要項（案）

### 1 目的

この要項は、いちご一会とちぎ国体野木町医事衛生基本計画に基づき、第77回国民体育大会「いちご一会とちぎ国体」及び競技別リハーサル大会（以下「大会」という。）における大会参加者等の感染症の発生を予防するため、必要な事項を定める。

### 2 実施方法

いちご一会とちぎ国体野木町実行委員会は、いちご一会とちぎ国体・いちご一会とちぎ大会実行委員会と相互の連携を図るとともに、関係機関・団体等の協力を得て、感染症（防疫）対策を実施する。また、防疫に対する意識の向上を図る。

### 3 実施業務

#### （1）感染症予防意識の向上

感染症の発生予防のため防疫に関する知識の普及及び注意喚起を図る。

#### （2）感染症に関する情報の収集及び提供

流行状況を常に監視し、ホームページ等を活用して大会参加者等への情報提供及び注意喚起に努める。

#### （3）健康診断等の実施

消化器系感染症の発生予防を重点とし、必要に応じて健康診断、その他必要な検査等の実施を敢行するよう指導し、ウイルス等保有の有無を確認する。検査の結果、陽性等が分かった際は、法令等に基づいた対応をとる。

#### （4）感染症患者に対する措置

選手、監督、競技役員、大会関係者及び一般観覧者に感染症患者（疑似患者及び無症状病原体保有者を含む。）が発生した場合には、法令等に基づき必要な措置を講じる。

### 4 その他

この要項に定めるもののほか、防疫対策に関して必要な事項は別に定める。

（1）町実行委員会が主催するイベント等についても、必要に応じてこの要項を準用する。

（2）新型インフルエンザ等に関する対策については、公益財団法人日本スポーツ協会や栃木県が作成する対策等に基づき、対応するものとする。

### 附則

この要項は、令和3年 月 日から施行する。

## いちご一会とちぎ国体野木町食品衛生対策要項（案）

### 1 目的

この要項は、いちご一会とちぎ国体野木町医事衛生基本計画に基づき、第77回国民体育大会「いちご一会とちぎ国体」及び競技別リハーサル大会（以下「大会」という。）における大会参加者等の食中毒の発生予防に努め、飲食物の安全を期するため、必要な事項を定める。

### 2 実施方法

いちご一会とちぎ国体野木町実行委員会（以下「町実行委員会」という。）は、いちご一会とちぎ国体・いちご一会とちぎ大会実行委員会と相互の連携を図るとともに、関係機関・団体等の協力を得て、宿泊施設及び食品関係施設の監視、指導を行い、食品衛生に対する意識の向上を図る。

### 3 実施業務

#### (1) 食品衛生に関する知識の普及及び意識の啓発

広く食品衛生に関する知識の普及等を図るとともに、食品の自主的な衛生管理を促進する。

#### (2) 監視・指導

保健所と連携し、宿泊施設、弁当調製施設、弁当引換所、大会会場等の飲食営業施設及び食品販売店に対しては、重点的に監視指導を行う。また、土産食品等の食品製造施設、販売施設及び大会会場の食品関係施設に対しても監視・指導を行い、衛生確保や適正表示の徹底を図る。

#### (3) 食中毒発生時の対応

選手、監督、役員、視察員、報道員及び大会関係者並びに一般観覧者に食中毒患者が発生した場合は、法令等に基づき必要な措置を講じるとともに、関係機関が迅速に対応できるよう、必要な連絡体制を整備する。

### 4 その他

(1) この要項の定めるもののほか、食品衛生対策に関して必要な事項は別に定める。

(2) 町実行委員会主催イベント等における食品衛生対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。

#### 附則

この要項は、令和3年 月 日から施行する。

## いちご一会とちぎ国体野木町環境衛生対策要項（案）

## 1 目的

この要項は、「いちご一会とちぎ国体野木町医事衛生基本計画」に基づき、「いちご一会とちぎ国体」（以下「大会」という。）における環境衛生対策について万全を期するため、必要な事項を定めるものとする。

## 2 実施方法

いちご一会とちぎ国体野木町実行委員会は、いちご一会とちぎ国体・いちご一会とちぎ大会実行委員会（以下「県実行委員会」という。）と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て環境衛生対策を実施する。

## 3 実施項目

## (1) 環境衛生に対する意識の向上

関係機関・団体等と連携し、町民及び大会参加者等の環境衛生に対する意識の向上を図り、環境美化の推進に努める。

## (2) 会場の環境美化

関係機関・団体等と連携し、競技会場及び練習会場等の衛生管理体制を確立し、会場を清潔に保持するよう努める。

## (3) 生活環境の美化

関係機関・団体等と連携し、会場、宿舎等の周辺における道路、河川、公園等公共の場所の清掃を積極的に行うとともに、ごみの不法投棄、空き缶等のポイ捨ての防止に向けた啓発に努める。

## (4) 宿舎の衛生対策

関係機関・団体等と連携し、宿舎の管理者に対し、宿泊者が快適な条件のもとに過ごせるような宿舎及びその周辺の環境衛生の保持に努めるよう指導する。

## (5) 廃棄物の処理

会場等における廃棄物の発生抑制、分別収集を徹底し、可能な限りリユース及びリサイクルに努める。また、リサイクルができない廃棄物については、適正な処理を行う。

## (6) 飲料水の衛生対策

水道事業者、その他関係機関と連携し、必要に応じて水質検査等を行うとともに、施設等の維持管理に関する指導の強化を図るなど、飲料水の衛生保持に努める。

## (7) 衛生害虫の対策

民間団体、地域住民等の協力を得て、ねずみ及び衛生害虫の発生防止対策の啓発、予防・駆除の指導に努め、環境の浄化を図る。

(8) 動物の適正管理

関係機関・団体等と連携し、犬の登録等の徹底に努め、会場・宿舍等の周辺における動物の危害の防止を図る。また、飼い犬・猫等の適正な飼養管理に向けた啓発に努める。

(9) 受動喫煙防止対策

必要に応じて会場等に喫煙所を設置するとともに、受動喫煙防止対策に努める。

4 その他

(1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(2) 町実行委員会主催イベント等、また競技別リハーサル大会における環境衛生対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。

附則

この要項は、令和3年 月 日から施行する。

## いちご一会とちぎ国体野木町弁当調達要項（案）

### 1 目的

この要項は、いちご一会とちぎ国体野木町医事・衛生基本計画に基づき、野木町で開催する「いちご一会とちぎ国体」（以下「大会」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者（以下「大会参加者」という。）に提供する弁当の調達に関する必要な事項を定める。

### 2 実施方法

いちご一会とちぎ国体野木町実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、関係機関等の協力を得て、大会参加者の弁当調達業務を実施する。

### 3 弁当の調達

弁当の調達については、実行委員会があらかじめ必要数を把握し、計画的な発注・提供を行う。

### 4 対象及び取扱期間

- (1) 選手・監督、視察員及び報道員（以下「選手・監督等」という。）のうち弁当を希望するもの並びに競技役員、競技補助員、競技会係員、競技会補助員等（以下「役員等」という。）を対象とする。
- (2) 弁当取扱期間は、選手・監督等については大会開催期間、役員等については大会業務に従事する期間とする

### 5 弁当調製施設の指定及び取り消し

- (1) 実行委員会は、「いちご一会とちぎ国体野木町弁当調達業務申込書」（様式第1号）及び「いちご一会とちぎ国体野木町弁当調製施設調査票」（様式第2号）について、別に定める基準に基づき弁当調製施設の選考・指定を行う。
- (2) 実行委員会は、前項の規定により弁当調製施設を指定するときは、いちご一会とちぎ国体野木町弁当調製施設指定書（様式第3号）を交付する。
- (3) 実行委員会は、指定弁当調製施設が次のいずれかに該当するときは、弁当調製施設指定取消書（様式第4号）を交付し、その指定を取り消すことができる。
  - ア 食品衛生関係法令に基づく施設の改善命令及び指導に速やかに従わないとき。
  - イ 食品衛生関係法令に基づく改善命令及び指導に速やかに従わないとき。
  - ウ 弁当調製業務を第三者に委託したとき。
  - エ その他、実行委員会が不相当と認めたとき。

## 6 弁当引換所の設置及び運営

弁当引換所を競技会場に設置し、保健所等の関係機関の指導に基づき、衛生上の安全確保に配慮した適正な運営を行う。

## 7 弁当調達業務の委託

実行委員会は、弁当調達業務の全部または一部を関係団体等に委託することができるものとする。

## 8 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、弁当調達業務に関して必要な事項は別に定める。
- (2) いちご一会とちぎ国体野木町リハーサル大会における弁当調達業務についても、必要に応じてこの要項を準用する。

### 附 則

この要項は、令和3年 月 日から施行する。



(様式第1号)

## いちご一会とちぎ国体野木町弁当調達業務申込書

いちご一会とちぎ国体野木町開催競技における弁当の調製及び配達業務を請け負うことを希望します。

野木町弁当調製施設選定基準に従うことを誓約いたします。

現在までの行政処分状況等について、実行委員会が関係機関に問い合わせることを承諾します。

年 月 日

いちご一会とちぎ国体野木町実行委員会  
会長 様

所在地 〒

氏名(法人にあつては名称及び代表者氏名)

印

電話番号  
FAX番号  
緊急連絡先  
(担当者名)

### 【添付書類】

- ・ 弁当調製施設調査票(様式第2号)
- ・ 営業許可証の写し

(様式第3号)

## いちご一会とちぎ国体野木町弁当調製施設指定書

年 月 日

様

いちご一会とちぎ国体野木町実行委員会  
会長 真瀬 宏子

いちご一会とちぎ国体野木町開催競技における、弁当調製施設として下記のとおり指定します。

記

施設名	
所在地	
代表者名	
適用期間	<ul style="list-style-type: none"><li>・リハーサル大会</li><li>・国体本大会</li><li>・デモンストレーション</li></ul> } 期間中

(様式第4号)

## 弁当調製施設指定取消書

年 月 日

様

いちご一会とちぎ国体野木町実行委員会  
会長 真瀬 宏子

いちご一会とちぎ国体野木町開催競技における弁当調製施設の指定を、下記事由により取り消します。

記

指定取消事由	いちご一会とちぎ国体野木町弁当調達要項第5条(3)の規定に該当するため。
--------	--------------------------------------

## いちご一会とちぎ国体野木町弁当調製施設調査票

令和 年 月 日

1 施設概要	1	ふりがな 施設名			
	2	ふりがな 代表者名		連絡者名 (電話： )	
	3	所在地	〒	(電話： ) (FAX： ) (メール： )	
2 国体・大会への提供	4	主な業務内容	<input type="checkbox"/> 弁当 <input type="checkbox"/> 仕出し 仕出し <input type="checkbox"/> 一般食堂 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
	5	調理従事者数	( ) 人		
	6	調製可能数	1日あたり最大 ( ) 個 通常 ( ) 個		
	7	使用水の種類	<input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> 井戸 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
	8	1日あたりの提供可能食数	平日 ( ) 食 土曜日 ( ) 食 日曜 ( ) 食		
	9	サンプル提供	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
	10	弁当付属品	<input type="checkbox"/> 割り箸 <input type="checkbox"/> 爪楊枝 <input type="checkbox"/> お手拭 <input type="checkbox"/> お茶 <input type="checkbox"/> 持ち運び用ビニール袋		
	11	献立内容への対応	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可		
	12	弁当の製造	<input type="checkbox"/> 当日の午前零時以降に製造可 <input type="checkbox"/> 当日の午前零時以降に製造不可		
	13	弁当の納入	<input type="checkbox"/> 午前 11 時に納入可 <input type="checkbox"/> 午前 11 時に納入不可		
	14	メニュー日替わり可能数	( ) 日以上 ) 日以上 ※同一競技での最大開催期間は5日		
	15	弁当の調製	<input type="checkbox"/> 単一の施設で調製 <input type="checkbox"/> 複数の施設で調製		
	16	発注時間の期限	前日午後6時までの最終個数確定対応 <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可		
	17	冷蔵車等による配達	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
	18	配達可能数	( ) 個		
	19	弁当の表示	原材料名、消費期限製造者等 … <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可		
	3 その他	20	冷蔵車等の所有台数	自社所有 … <input type="checkbox"/> 有 ( t 台、 t 台) <input type="checkbox"/> 無 車種： <input type="checkbox"/> 冷凍車 <input type="checkbox"/> 冷蔵車 <input type="checkbox"/> 保冷車 <input type="checkbox"/> その他 レンタル … <input type="checkbox"/> 有 ( t 台、 t 台) <input type="checkbox"/> 不可 車種： <input type="checkbox"/> 冷凍車 <input type="checkbox"/> 冷蔵車 <input type="checkbox"/> 保冷車 <input type="checkbox"/> その他 ※レンタル会社名 ( )	
		21	冷蔵車等の待機	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
		22	弁当ガラ(残飯含)当日回収	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可	
23		食品賠償保険等の加入	<input type="checkbox"/> 加入 <input type="checkbox"/> 未加入		
24		調理・配送従事者の検便	<input type="checkbox"/> 実施している ( に一度 ) <input type="checkbox"/> 実施していない		
25		検査食(保存食)	<input type="checkbox"/> 実施している ( に一度 ) <input type="checkbox"/> 実施可能 <input type="checkbox"/> その他		
26		食中毒発生事故歴	<input type="checkbox"/> 過去3年間がない <input type="checkbox"/> 過去3年間にある		
27		大量調理施設衛生管理マニュアル	※調製可能最大数が1回 300 食を超える場合のみ <input type="checkbox"/> 実践可 <input type="checkbox"/> 実践不可		
28	HACCPに沿った衛生管理	<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 実施していない			

※ご提出いただいた内容は、野木町開催競技の弁当調製業務以外では使用しません。  
 ※本書の提出をもって、野木町弁当調製施設として選定するものではありません。

## いちご一会とちぎ国体野木町弁当調製施設選定基準（案）

### 1 目的

この基準は、野木町で開催する「いちご一会とちぎ国体」（以下「国体」という。）に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員その他関係者に斡旋し、又は支給する弁当の調製施設の選定基準について、必要な事項を定めることを目的とする。

### 2 国体に対しての理解と協力

国体に理解があり、いちご一会とちぎ国体野木町実行委員会（以下「実行委員会」という。）が行う弁当調達業務に対して協力的であること。

### 3 対象施設

- (1) 食品衛生法の営業許可業種「飲食店営業（仕出し弁当）」の営業許可を受けていること。
- (2) 野木町及び近隣市町に事業所又は製造所を有し、会場までおおむね1時間以内の弁当調整施設であること。ただし、実行委員会が必要と認めた場合は、この限りではない。
- (3) 栃木県が定める、いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会食品衛生対策実施要項における「食品関係施設の営業者等が遵守すべき事項」を遵守すること。

### 4 弁当調達体制

弁当調達業務の運営に万全を期するため、県実行委員会が指定する弁当業務代行事業者及び実行委員会と指定弁当調製施設間相互において円滑な業務の連携が可能であること。

### 5 施設の衛生管理

- (1) 選考時点において過去3年間に食中毒発生の事故歴がないこと。
- (2) 「大量調理施設衛生管理マニュアル」（平成29年6月16日厚生省改正）を実践できること。
- (3) HACCP(※)に沿った衛生管理を実践していること、施設の管理運営及び整備が食品衛生法に基づき適正に施設管理、運営がなされていること。
- (4) 検査食として、原材料及び調理済み食品ごとに50g程度をビニール袋等清潔な容器に密封し、マイナス20℃以下で2週間以上保存できること。
- (5) 検便は食品に直接接触する作業に従事する者（容器包装に入れられた食品を取り扱う作業のみ従事する者を除く）に対し、大会開催前の1ヶ月以内に以下の

項目について実施すること（赤痢菌・サルモネラ属菌・腸管出血性大腸菌及びノロウイルス（勸奨））。

- (6) 食品賠償保険等に加入している、もしくは大会期間中参加できること。
- (7) 実行委員会から指摘された事項を改善することが可能であること。
- (8) 栃木県等が実施する食品衛生講習会を必ず受講すること。

## 6 施設の調製能力

- (1) 大会時提供可能数が、曜日に関わりなく1回50食以上、最大300食以内の提供が可能な施設であること。
- (2) 前日の午後6時までの受注（変更・取消含む）に対し、当日午前11時までに納入が可能であること。
- (3) 単価に応じた調製が可能であること。
- (4) 野木町及び栃木県の特色を活かした弁当の調製が可能であること。
- (5) 栄養面及び食品構成を考慮したバランスの良い献立の提供が可能であること。
- (6) 実行委員会が指定する容器・包装紙等での提供が可能であること。
- (7) メニューの日替わりが3日以上可能であること。
- (8) 実行委員会から指摘された事項を改善することが可能であること。

## 7 施設の対応能力

- (1) 冷蔵車など適切な温度管理(室温10℃以下)のできる車両等による配達ができ、納入場所において弁当引換時間中の待機が可能であること。ただし、実行委員会では冷蔵車等の手配を行った場合は、その限りではない。
- (2) 段ボール箱等に梱包して納入ができること。
- (3) 弁当付属品として、お茶・割り箸・爪楊枝・お手拭き及び持ち運び用ビニール袋の納入ができること。
- (4) 実行委員会が指定する日時及び場所に搬入できること。また、同日に容器等を回収できること。
- (5) 食品表示法（平成25年法律第70号）に基づき、弁当容器への表示、名称、消費期限（時刻まで表示）、原材料名（食品添加物、アレルギー（特定原材料）、遺伝子組み換え等の表示を含む）、保存方法、製造所所在地、製造者名、栄養成分の表示を行うこと。
- (6) 提供後速やかに食べてもらう注意喚起表示及び持ち帰りを禁止する表示
- (7) 実行委員会が指定する日時に弁当献立及び写真の提供が可能であること。
- (8) 荒天等により大会が変更又は中止になった場合、実行委員会の指示に対応できること。
- (9) 実行委員会から指摘された事項を改善することが可能であること。

## 8 要件

- (1) 野木町の町税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (2) 野木町暴力団排除条例（平成23年条例第19号）第2条の暴力団及び暴力団員又は密接関係者ではないこと。

## 9 その他

- (1) 競技別リハーサル大会における弁当についても、必要に応じてこの基準を準用する。
- (2) 弁当調製施設の選定については、実行委員会が主体となって実施する。

※HACCP…食品の製造工程中で、食品事故の原因となるような危険なところをあらかじめ分析し、特に重要な点を重点的に衛生管理する方法(危害分析重要管理点)。食品衛生法改正(2020年6月制度施行-2021年6月完全制度化)により、食品を取り扱う業者が導入することが義務化された。





# 輸送交通専門委員会における 調査審議事項

**いちごいちえ 会とちぎ国体**

第77回 国民体育大会 夢を感動へ。感動を未来へ。2022



# いちご一会とちぎ国体野木町輸送・交通業務実施要項（案）

## 1 目的

この要項は、第77回国民体育大会「いちご一会とちぎ国体」（以下「大会」という。）における輸送・交通業務について、いちご一会とちぎ国体野木町輸送・交通基本計画に基づき、円滑な準備、運営を期するために必要な事項を定める。

## 2 実施方法

いちご一会とちぎ国体野木町実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、輸送・交通業務の実施にあたって、県および所轄警察署ならびに関係機関・団体等と緊密な連携を図り、輸送・交通の安全、確実かつ円滑な業務を実施する。

## 3 輸送・交通業務の一般的事項

### (1) 輸送対象者

輸送対象者は次のとおりとする。

- ア 選手・監督
- イ 競技役員、競技補助員
- ウ 競技会役員、競技会係員、競技会補助員
- エ 報道関係者、視察員
- オ 一般観覧者
- カ その他、実行委員会が必要と認めた者

### (2) 輸送・交通業務の実施期間

輸送・交通業務を実施する期間は、原則として公式練習日を含む各競技会の会期中とする。ただし、特別な事情があると認められる場合、延長することができる。

### (3) 輸送・交通業務の範囲等

ア 輸送・交通業務の範囲は、競技会場、練習会場、指定集合地、宿舎その他関連諸行事の会場等の相互間とする。

イ 輸送については、原則として公共交通機関を利用することとし、公共交通機関による輸送が困難な場合および競技の実施に著しく支障がある場合は、計画輸送を行う。

ウ 計画輸送は、原則として近距離（概ね1キロメートル未満をいう。）は行わない。

ただし、競技の特性や地域の交通事情等を勘案し、必要と認められる場合は、計画輸送を行うことができる。

## 4 輸送力の確保

### (1) 臨時バスの運行等

実行委員会は、必要な輸送力を確保するため、県実行委員会、関係機関・団体等に対

して、臨時バスの運行、バス路線の変更および停留所の臨時設置等を要請するとともに、必要な措置を講じる。

(2) 車両の確保

計画輸送に使用する車両は借上げバス・タクシー等により行い、必要台数を実行委員会が確保する。

(3) 予備車の確保の検討

実行委員会は、大会期間中、緊急時に備えるため、予備車の確保を検討する。

## 5 輸送業務の内容

(1) 輸送計画の策定

実行委員会は、輸送対象者、発着場所、発着時刻等を内容とする輸送計画を策定する。

(2) 指定集合地の設定

実行委員会は、輸送の効率化を図るため、必要に応じて関係機関・団体等と協議のうえ、指定集合地を設定する。

(3) 輸送経路の設定

実行委員会は、参加人数、時間帯等を考慮し、輸送経路を設定する。

(4) 輸送案内

実行委員会は、必要に応じて主要な駅等に案内所を設置し、宿舍および競技会場等への誘導案内を行う。

(5) 広域配宿における輸送

実行委員会は、広域配宿によって野木町外に所在する旅館等を宿舍として利用する場合は、広域配宿を行う選手・監督および役員等の計画輸送を実施する。

(6) 同一競技が2市町以上で行われる場合の輸送

同一競技が2市町以上の会場地で行われる輸送は、関係会場地の実行委員会と協議のうえ必要に応じて実施する。

(7) 一般観覧者の輸送

実行委員会は、一般観覧者を安全、円滑かつ効率的に輸送を行うため、関係機関・団体等の協力を得て、シャトルバスの運行等、必要な措置を講じる。

(8) 学校観戦の輸送

実行委員会は、事前に町内学校に調査等を行い、各競技の学校観戦について、学校と協議の上、輸送計画を作成し、実行委員会が配車する車両により輸送を行う。

## 6 交通業務の内容

(1) 交通規制

実行委員会は、各競技会の円滑な運営に万全を期するため、所轄警察署の協力を得て、必要に応じて競技会場周辺等における交通規制措置を講じる。

(2) 案内・誘導

実行委員会は、大会参加者および一般観覧者を安全で正確かつ迅速に目的地へ誘導す

るため、必要に応じて、主要道路、競技会場およびその周辺ならびに駐車場等に案内・誘導看板等を設置する。

### (3) 交通整理

実行委員会は、大会参加者および一般観覧者の運行の安全および競技会場周辺の混雑防止のため、必要な箇所に係員を配置し、交通の整理誘導を実施する。

### (4) 路上駐車禁止

実行委員会は、交通渋滞や交通事故発生の要因となる路上駐車を防止するため、必要に応じて競技会場周辺等の巡回を行う。

### (5) 指定駐車場の確保および開設

実行委員会は、大会参加者および一般観覧者が利用する車両台数を勘案し、競技会場、練習会場の周辺等に必要な指定駐車場の確保に努める。なお、指定駐車場が遠隔地となる場合は、シャトルバスの運行等必要な措置を講じる。

### (6) 指定駐車場の管理および運営

実行委員会は、指定駐車場に係員を配置し、車両の適切な誘導を行い、事故防止に努める。

### (7) 駐車許可証の交付

実行委員会は、特に利用を限定する必要がある特定の指定駐車場を利用する人に対して、事前に駐車許可証を交付し、許可車両であることを明示することにより、適切な車両誘導及び駐車場の円滑な管理運営を図る。

### (8) 交通環境の整備

実行委員会は、大会期間中の環境への負荷の軽減と交通混雑の緩和のため、大会参加者および一般観覧者に対し公共交通機関の利用の推進及び自家用車での来場自粛を働きかける。また、町民等に対しても、渋滞の原因となる路上駐車の防止及び自家用車利用の自粛協力等の啓発を行う。

## 7 輸送・交通業務の委託

実行委員会は、この要項の定める業務の全部又は一部を関係団体等に委託できるものとする。

## 8 その他

(1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(2) 競技別リハーサル大会における輸送・交通業務実施について、必要に応じてこの要項を準用する。

## 附 則

この要項は、令和 年 月 日から施行する。

## いちご一会とちぎ国体 野木町消防防災・警備業務実施要項（案）

## 1 目的

この要項は、いちご一会とちぎ国体 野木町消防防災・警備基本計画に基づき、いちご一会とちぎ国体（以下「大会」という。）における消防防災・警備業務に関して必要な事項を定める。

## 2 実施方針

いちご一会とちぎ国体野木町実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、消防防災・警備業務の実施に当たり、関係機関及び団体等の協力を得て、消防防災及び警備体制に万全を期し、大会の円滑な運営を図るものとする。

## 3 実施区域

実施区域は、競技会場、練習会場、駐車場、沿道（以下、「大会関連施設」という。）並びに宿泊施設その他必要とされる場所とする。

## 4 基本的事項

警備・消防防災業務の基本的事項は、次のとおりとする。

## (1) 消防防災業務

消防法等関係法令のほか、野木町の地域防災計画及び各施設の消防計画に定められた事項に基づき、実施区域の消防防災に取り組む。

## (2) 警備業務

実施区域の雑踏事故及びその他の事件・事故の防止に取り組む。

## 5 大会開催前の業務

## (1) 体制

関係機関との連携を図りながら、平常時の業務体制で行う。

## (2) 業務内容

## ア 消防防災業務

- ① 消防防災業務実施要領の作成
- ② 大会関連施設における消防防災体制（救急・救助を含む。）の確立
- ③ 実施区域における予防査察の実施（消防用設備・避難経路の点検及び防火安全対策の指導）
- ④ 競技会場における消防訓練の実施
- ⑤ 防火防災意識の啓発
- ⑥ その他必要な消防防災業務

## イ 警備業務

- ① 警備業務実施要領の作成

② その他必要な警備業務

6 大会開催期間中の業務

(1) 消防防災業務

ア 体制

実行委員会は、実施本部に消防防災業務を総括する警備消防本部を設置する。また、必要に応じて大会関連施設に現地警備消防本部を設置する。

イ 業務内容

- ① 大会関連施設及び宿泊施設における火災等の予防・警戒及び消火
- ② 大会関連施設における救急・救助
- ③ 大会関連施設の災害発生時における避難通路の確保及び避難誘導
- ④ 気象情報及び火災その他災害情報の収集と伝達
- ⑤ その他必要な消防防災業務

ウ 通信連絡業務

実行委員会は、関係機関及び団体等と連携して、消防防災・警備業務を円滑に行うため必要な通信連絡体制を確立する。

(2) 警備業務

ア 体制

実行委員会は、関係機関及び団体等の協力を得て、大会関連施設に係員等を配置し、警備体制を整える。

イ 業務内容

- ① 大会関連施設及び必要と認める箇所での交通誘導警備
- ② 大会関連施設における選手・監督、役員、一般観覧者等の案内・誘導
- ③ 大会関連施設における避難通路の確保
- ④ 大会関連施設における雑踏事故及びその他の事件、事故の防止
- ⑤ 大会関連施設及びその周辺における犯罪の予防
- ⑥ その他必要な警備業務

7 大規模災害・突発重大事案に係る諸対策

大会の開催前及び開催期間中において、野木町に災害対策本部が設置される大規模災害又は突発重大事案が発生した場合は、野木町の地域防災計画などに基づき対応するものとする。

8 広域配宿に係る消防防災・警備業務

広域配宿に係る消防防災・警備業務については、関係機関及び宿泊地市町村と調整し、実施するものとする。

9 行幸啓等の消防防災・警備業務

行幸啓等に係る消防防災・警備業務は、関係機関と協議のうえ別に定めるものとする。

10 大会旗・炬火イベント等の消防防災・警備業務

大会旗・炬火イベント等に係る消防防災・警備業務は、関係機関と協議のうえ、別に定めるものとする。

11 その他

この要項に定めるもののほか、消防防災・警備業務に関して必要な事項は別に定める。また、大会の開催に伴い実施する「競技別リハーサル大会」については必要に応じてこの要項の例によるものとする。

附 則

この要項は、令和 年 月 日から施行する。



# 参考資料

いちご いちえ 会とちぎ国体

第77回 国民体育大会 夢を感動へ。感動を未来へ。2022



# いちご一会とちぎ国体野木町実行委員会 名簿

(順不同・敬称略)

## 【会長】 1名

No.	選出区分	機関・団体名	役職	氏名
1	町関係	野木町	町長	真瀬 宏子

## 【副会長】 7名

1	町関係	野木町	副町長	真瀬 栄八
2		野木町教育委員会	教育長	菊地 良夫
3	町議会関係	野木町議会	議長	黒川 広
4	スポーツ関係	野木町体育協会	理事長	福井 啓仁
5	産業・経済関係	野木町商工会	会長	小島 三利
6	宿泊・観光関係	野木町観光協会	会長	岡部 美喜男
7	社会団体関係	野木町区長会	会長	下坂 孝

## 【常任委員】 29名

1	町議会関係	野木町議会	副議長	館野 崇泰
2		野木町総務経済常任委員会	委員長	松本 光司
3		野木町文教民生常任委員会	委員長	折原 勝夫
4	県競技団体	栃木県ハンドボール協会	会長	五十嵐 清
5		栃木県バウンドテニス協会	会長	五月女 裕久彦
6	町競技団体	野木ハンドボール協会	会長	吉田 正
7		野木町バウンドテニス	代表	伏木 和美
8	スポーツ関係	野木町スポーツ推進審議会	会長	針谷 良七
9		野木町スポーツ推進委員会	会長	田村 勝美
10		元気の出るスポーツクラブのぎ	会長	針谷 良七
11	学校関係	野木町校長会	代表	中田 隆
12		野木町立野木中学校	校長	大澤 治亮
13	通信・運輸関係	一般社団法人栃木県バス協会	会長	手塚 基文
14		小山タクシー協会	会長	岩崎 清孝
15	宿泊・観光関係	一般社団法人栃木県旅行業協会	会長	國谷 一男
16		公益社団法人栃木県食品衛生協会野木支部	支部長	木塚 淳一
17	医療関係	一般社団法人小山地区医師会野木支部	代表理事	岩崎 裕子
18	警備・消防関係	野木町消防団	団長	小野 善行
19		野木町交通指導員連合会	会長	寶示戸 英夫
20	社会団体関係	野木町社会教育委員会兼公民館運営審議委員会	委員長兼会長	針谷 良七
21		社会福祉法人野木町社会福祉協議会	会長	知久 善一
22		野木町子ども会連合会	会長	長南 美佳
23		野木町PTA連合会	会長	工藤 仁
24	報道関係	株式会社下野新聞社小山総局	小山総局長	宗像 信如
25		テレビ小山放送株式会社	取締役事業本部長	宇和嶋 則夫
26	町関係	野木町総合政策部	部長	寺内 由一
27		野木町町民生活部	部長	寶示戸 浩
28		野木町産業建設部	部長	上原 善一
29		野木町教育委員会事務局	教育次長	酒井 浩章

## 【監事】 2名

1	町関係	野木町	代表監査委員	岩崎 忠義
2		野木町	会計管理者	橋本 利男

## 【委員】

42名

No.	選出区分	機関・団体名	役職	氏名
1	学校関係	小山地区幼稚園連合会	法得幼稚園園長	大中 清見
2		社会福祉法人延寿会	理事長	河合 亜希子
3	産業・経済関係	野木町農業委員会	会長	黒須 市郎
4		小山農業協同組合	代表理事専務	酒井 吉一
5		小山農業協同組合野木支店	支店長	倉持 崇宏
6		野木町青少年クラブ	会長	岩崎 千昌
7		野木町認定農業者協議会	会長	老沼 利治
8		野木町建設業協同組合	代表理事	福田 栄作
9		野木町工場協会	会長	船橋 隆
10	通信・運輸関係	東日本旅客鉄道株式会社大宮支社	執行役員大宮支社長	大西 精治
11		日本郵便株式会社野木郵便局	局長	木村 直人
12		東日本電信電話株式会社栃木支店	支店長	長谷部 周彦
13		東京電力パワーグリッド株式会社栃木南支社	支社長	矢島 浩二
14	宿泊・観光関係	公益社団法人栃木県栄養士会	県南支部運営委員	岩本 佳代子
15		野木町食生活改善推進員協議会	会長	三井 玲子
16	医療関係	一般社団法人小山歯科医師会	副会長	上原 信録
17		公益社団法人栃木県看護協会	小山地区支部長	野本 史子
18		日本赤十字社栃木県支部野木分区	分区長	真瀬 宏子
19		医療法人社団友志会	本部経営企画室室長	板橋 昭二
20		一般社団法人小山薬剤師会	副会長	伊沢 泰直
21	警備・消防関係	小山地区交通安全協会野木支部	支部長	鈴木 隆守
22		小山地区交通安全協会野木支部女性部会	会長	菊池 フミ子
23	社会団体関係	野木町文化協会	会長	多田 美一
24		野木町ボランティアセンター利用者協議会	会長	原田 孝之
25		野木町ライオンズクラブ	会長	田代 明裕
27		野木町国際交流協会	会長	川島 良一
28		野木町民生委員児童委員協議会	会長	三木 ひとみ
29		野木町花咲かせ隊	隊長	藤間 猛夫
30		野木町女性団体連合会	会長	星野 英子
31		野木町老人クラブ連合会	会長	鈴木 隆守
32		公益財団法人日本ボーイスカウト栃木県連盟	県連盟運営委員	渡辺 秀夫
33		一般社団法人ガールスカウト栃木県連盟	連盟長	三森 紀子
34	報道関係	株式会社朝日新聞社足利支局	支局長	北崎 礼子
35		株式会社産経新聞社宇都宮支局	支局長	鈴木 憲司
36		東京新聞宇都宮支局	支局長	蒲 敏哉
37		株式会社毎日新聞社宇都宮支局	支局長	青木 英一
38		株式会社読売新聞社小山支局	支局長	林 栄太郎
39		一般社団法人共同通信社宇都宮支局	支局長	新井 秀信
40		時事通信社宇都宮支局	支局長	岩井 秀輔
41		株式会社とちぎテレビ	代表取締役社長	黒内 和男
42		日本放送協会宇都宮放送局	局長	村木 優実子
43		株式会社フジテレビ宇都宮支局	支局長	佐藤 光秋

# いちご一会とちぎ国体野木町実行委員会 参与

(順不同・敬称略)

【参与】 33名

No.	選出区分	機関・団体名	役職	氏名
1	町議会議員	野木町議会	議員	梅澤 秀哉
2		野木町議会	議員	小川 信子
3		野木町議会	議員	針谷 武夫
4		野木町議会	議員	小泉 良一
5		野木町議会	議員	坂口 進治
6		野木町議会	議員	鈴木 孝昌
7		野木町議会	議員	舘野 孝良
8		野木町議会	議員	長澤 晴男
9		野木町議会	議員	真瀬 薫正
10		野木町議会	議員	宮崎 美知子
11	区 長	友沼区	区長	岩瀬 武
12		松原区	区長	中村 俊三
13		潤島区	区長	土佐 美治
14		新橋区	区長	成田 秀志
15		野木区	区長	知久 善一
16		野渡区	区長	神原 敏郎
17		南赤塚区	区長	舘野 盛
18		丸林東区	区長	齊藤 博
19		中谷区	区長	岡部 高幸
20		佐川野区	区長	柿沼 利男
21		川田区	区長	鈴木 敏男
22		若林区	区長	舘野 悦男
23	町教育委員	野木町教育委員会	委員	西巻 ちず子
24		野木町教育委員会	委員	舘野 悦男
25		野木町教育委員会	委員	小俣 多美枝
26		野木町教育委員会	委員	爲我井 志麻
27		野木町教育委員会	委員	渡邊 孝善
28	国・県関係	栃木県小山警察署	署長	松村 宏政
29		小山市消防本部	消防長	猪瀬 治雄
30		小山市消防署野木分署	分署長	間中 功
31		栃木県県土整備部栃木土木事務所	参事兼所長	嶋田 幸男
32		県南健康福祉センター	参事兼所長	大橋 俊子
33		国土交通省関東地方整備局宇都宮国道事務所小山出張所	所長	星野 実

# いちご一会とちぎ国体野木町実行委員会会則

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 本会は、いちご一会とちぎ国体野木町実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

### (目的)

第2条 実行委員会は、第77回国民体育大会において野木町で行う競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に関し、必要な事務及び事業を行うことを目的とする。

### (所掌事項)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び実行に係る経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他、本会の目的達成に必要な事項に関すること。

## 第2章 組織

### (組織)

第4条 実行委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 町を代表する者
- (2) 町の議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

### (役員)

第5条 実行委員会に次の役員を置く。

- |           |       |
|-----------|-------|
| (1) 会 長   | 1名    |
| (2) 副 会 長 | 10名以内 |
| (3) 常任委員  | 40名以内 |
| (4) 監 事   | 2名以内  |

### (役員を選任)

第6条 実行委員会の会長は、野木町長をもって充てる。

2 副会長及び常任委員は、総会の承認を得て委員のうちから会長が委嘱する。

3 監事は、総会の承認を得て会長が委嘱する。

(役員職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順序により、その職務を代理する。また、会長が当事者双方の代理人となる契約等については、前項の規定にかかわらず、副会長が会長の職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会の構成員として、第12条第7項に掲げる事項を審議する。

4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員(以下「委員等」という。)の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成され、解散したときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属団体又は機関の役職を離れた場合は、その委員等は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告する。

4 委員等は、無報酬とする。

(参与)

第9条 実行委員会に、参与を置くことができる。

2 参与は、会長が委嘱する。

3 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。

4 前条の規定は、参与の任期等について準用する。

### 第3章 会議

(会議の種類)

第10条 実行委員会に、次に掲げる会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員等をもって構成する。

- 2 総会は、必要に応じて会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれにあたる。
- 4 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。
  - (1) 競技会の開催に係る基本方針等に関すること。
  - (2) 会則の制定及び改廃に関すること。
  - (3) 事業計画及び事業報告に関すること。
  - (4) 予算及び決算に関すること。
  - (5) 常任委員会に委任する事項に関すること。
  - (6) その他重要な事項に関すること。
- 5 総会は、委員等の過半数の出席がなければ開催し、議決することはできない。ただし、総会に出席できない委員等は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。
- 6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 会長は必要に応じて参与に総会への出席を求めることができる。

(常任委員会)

第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

- 2 委員長は、会長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副会長をもって充てる。
- 4 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれにあたる。
- 6 委員長に事故あるとき、又は欠けたときは副委員長がその職務を代理する。
- 7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
  - (1) 総会から委任された事項に関すること。
  - (2) 専門委員会の設置並びに専門委員会への付託及び委任事項に関すること。
  - (3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること。
  - (4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。
- 8 前条第5項及び第6項の規定は、常任委員会について準用する。
- 9 常任委員会は、第7項の規定により審議し、決定した事項及び次条第2項の規定により専門委員から報告があった事項を次の総会に報告するものとする。
- 10 第8条の規定は、常任委員会の任期等について準用する。

(専門委員会)



- 第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。
- 2 専門委員会は、常任委員会から委任又は付託された事項について調査、審議し、その結果を常任委員会に報告するものとする。
  - 3 前2項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。
  - 4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

#### 第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

- 第14条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。
- 2 会長は前項の規定により専決処分をしたときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

#### 第5章 事務局

(事務局)

- 第15条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を主管課に置く。
- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

#### 第6章 会計

(経費)

- 第16条 実行委員会の経費は、補助金及びその他の収入をもって充てる。
- (予算及び決算)
- 第17条 実行委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。
- (会計年度)
- 第18条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。
- 2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

#### 第7章 解散

(解散)

- 第19条 実行委員会はその目的が達成されたときに解散するものとする。
- 2 本会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

## 第8章 補足

### (委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

### 附 則

この会則は、令和元年9月25日から施行する。

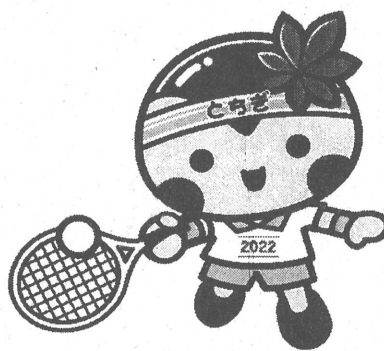


# いちごいちえ 会とちぎ国体

第77回 国民体育大会 夢を感動へ。感動を未来へ。2022



ハンドボール  
(正式競技)



バウンドテニス  
(デモンストレーションスポーツ)

## 【事務局】

野木町教育委員会事務局 生涯学習課スポーツ振興係  
〒329-0195 栃木県下都賀郡野木町大字丸林571  
(野木町公民館内)

TEL : 0280-57-4187 FAX : 0280-57-4914

E-mail: syougaiakusyuu@town.nogi.lg.jp

HP <http://www.town.nogi.lg.jp>